

レベル	化学物質群	RoHS指令	JIGの閾値 ※1 (開示義務の濃度レベル)	パンチ工業の閾値 ※2	
A	カドミウム及びその化合物	意図的使用禁止 (含有濃度100ppm未満)	意図的添加 又は75ppm	意図的使用禁止 ・樹脂、ゴム、塗料、インキ、顔料、染料 5ppm未満 ・亜鉛を含む合金(亜鉛ダイカスト、黄銅等) 75ppm未満 ・金属材料 20ppm未満 ・包装材のCd、Pb、Hg、Cr+6の合計 100ppm未満	
	六価クロム化合物	意図的使用禁止 (含有濃度1000ppm未満)	意図的添加 又は1000ppm	意図的使用禁止 ・クロメート処理部材 100ppm未満 (六価クロム化合物によるクロメート処理は禁止) ・包装材のCd、Pb、Hg、Cr+6の合計 100ppm未満	
	鉛及びその化合物	意図的使用禁止 (含有濃度1000ppm未満) <適用除外> ・鋼材 0.35Wt%未満 ・アルミ合金 0.40Wt%未満 ・銅合金 4.00Wt%未満	意図的添加 又は1000ppm (塩化ビニルケーブルのみ 300ppm)	意図的使用禁止 ・樹脂、ゴム、塗料、インキ、顔料、染料 100ppm未満 ・金属材料 500ppm未満 ・包装材のCd、Pb、Hg、Cr+6の合計 100ppm未満 <適用除外> ・鋼材 0.35Wt%未満 ・アルミ合金 0.40Wt%未満 ・銅合金 4.00Wt%未満	
	水銀及びその化合物	意図的使用禁止 (含有濃度1000ppm未満)	意図的添加 又は1000ppm	意図的使用禁止 ・包装材のCd、Pb、Hg、Cr+6の合計 100ppm未満	
	ビス(トリブチルスズ)=オキシド(TBTO)	—	意図的添加	使用禁止物質	
	トリブチルスズ類(TBT類) トリフェニルスズ類(TPT類)	—	意図的添加	使用禁止物質	
	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	意図的使用禁止 (含有濃度1000ppm未満)	意図的添加 又は1000ppm	意図的使用禁止 (含有濃度1000ppm未満)	
	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	意図的使用禁止 (含有濃度1000ppm未満)	意図的添加 又は1000ppm	意図的使用禁止 (含有濃度1000ppm未満)	
	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)	—	意図的添加	使用禁止物質	
	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子数が3以上)	—	意図的添加	使用禁止物質	
	短鎖型塩化パラフィン ※3	—	意図的添加	使用禁止物質	
	アスベスト類	—	意図的添加	使用禁止物質	
	アゾ染料・顔料 ※4	—	意図的添加	使用禁止物質	
	オゾン層破壊物質 ※5	—	クラスⅠ：意図的添加 クラスⅡ、HCFCs：1000ppm	使用禁止物質	
	放射性物質	—	意図的添加	使用禁止物質	
	B	アンチモン及びその化合物	—	1000ppm	管理物質(1000ppm以上報告)
		ヒ素及びその化合物	—	1000ppm	管理物質(1000ppm以上報告)
ベリリウム及びその化合物		—	1000ppm	管理物質(1000ppm以上報告)	
ビスマス及びその化合物		—	1000ppm	管理物質(1000ppm以上報告)	
ニッケル及びその化合物 ※6		—	1000ppm	管理物質(1000ppm以上報告) ※7	
セレン及びその化合物		—	1000ppm	管理物質(1000ppm以上報告)	
マグネシウム		—	—	管理物質(1000ppm以上報告)	
臭素系難燃剤(PBB類またはPBDE類を除く)		—	1000ppm	管理物質(1000ppm以上報告)	
ポリ塩化ビニル(PVC)		—	1000ppm	使用禁止物質	
フタル酸エステル類 ※8		—	1000ppm	管理物質(1000ppm以上報告)	
銅及びその化合物		—	—	管理物質(1000ppm以上報告)	
金及びその化合物		—	—	意図的使用は報告	
パラジウム及びその化合物		—	—	意図的使用は報告	
銀及びその化合物	—	—	意図的使用は報告		

※1 JIGによる閾値の定義

・製品または部品に含まれる化学物質または材料がこの値を超える(もしくは同一の値になる)と、開示しなければならない限界を示す濃度レベル。

※2 パンチ工業の閾値の定義

・製品または部品の均質素材に含まれる化学物質または材料の濃度レベル。

・「均質材料」とは機械的に別々の材料に分離できない材料を意味し、「機械的に分離」という意味は原則として、ねじの取り外し、切断、粉碎、研削、研磨のプロセスといった機械的行為によって材料が分離されることを意味する。たとえば、クロメート処理鋼板は、メッキ層が「均質材料」部分となる。

※3 炭素鎖長:10~13の短鎖型塩素化パラフィンを対象とする。

※4 特定アミンを形成するアゾ染料・顔料で、対象用途は直接かつ長時間、皮膚に接触する部位に限る。

※5 モントリオール議定書対象物質を対象とする。

※6 ニッケルが長時間皮膚に触れる可能性のある用途に限る。

※7 ニッケルに関しては合金(例:ステンレス)を除く。

※8 対象はEUリスクアセスメントを実施している次の5種の化学物質に限る。

・フタル酸ジブチル・フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)・フタル酸ジイソニル・フタル酸ジイソデシル・フタル酸ブチルベンジル